

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成21年12月8日

盛岡地方振興局長 望月正彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 協同組合盛岡南ショッピングセンター

イ 有限会社大七

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡南ショッピングセンター・サンデー紫波店 紫波郡紫波町桜町一丁目12番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成21年11月21日

2 届出年月日 平成21年11月20日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び紫波町役場